

福岡県公報

令和四年十二月二十七日
第三百六十一号
増刊
①

目次

告 示 (第七十八号・第七十九号)

○ 収納代理金融機関の指定の一部改正

(会計管理局会計課)

○ 収納代理金融機関の指定の一部改正

(会計管理局会計課)

告 示

福岡県告示第七十八号

収納代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十一号)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和四年十二月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

一の表収納代理金融機関名の欄中「広島銀行」を削る。

福岡県告示第七十九号

収納代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十一号)の一部を次のように改正し、令和五年一月四日から施行する。

令和四年十二月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

一の表収納代理金融機関名の欄中「新生銀行」を「SBI新生銀行」に改める。